

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年6月13日
【会社名】	萩原工業株式会社
【英訳名】	HAGIHARA INDUSTRIES INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅野 和志
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
【電話番号】	086(440)0860(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員事業支援部門長 吉田 淳一
【最寄りの連絡場所】	岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
【電話番号】	086(440)0860(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員事業支援部門長 吉田 淳一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 149,998,875円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は平成30年6月13日付で第56期第2四半期報告書（自平成30年2月1日至平成30年4月30日）を提出いたしました。これに伴い、平成30年6月11日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、当該有価証券届出書の添付書類である「平成30年10月期第2四半期（平成29年11月1日から平成30年4月30日）までの業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成30年10月期第2四半期（平成29年11月1日から平成30年4月30日）までの業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第三部【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期（自平成28年11月1日 至平成29年10月31日）平成30年1月24日中国財務局長に提出。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第56期第1四半期（自平成29年11月1日 至平成30年1月31日）平成30年3月14日中国財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月25日に中国財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

以下省略

（訂正後）

## 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期（自平成28年11月1日 至平成29年10月31日）平成30年1月24日中国財務局長に提出

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第56期第1四半期（自平成29年11月1日 至平成30年1月31日）平成30年3月14日中国財務局長に提出

### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第56期第2四半期（自平成30年2月1日 至平成30年4月30日）平成30年6月13日中国財務局長に提出

### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月25日に中国財務局長に提出

### 5【訂正報告書】

該当事項はありません

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年6月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

以下省略

以上